

I 新規開設にむけて

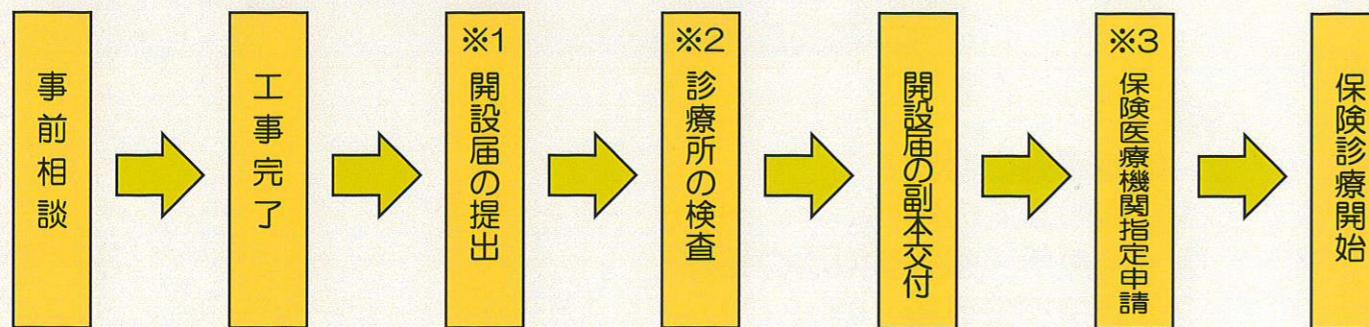
開設にあたり、開設者、構造設備等に医療法の規制があります。開設の概要(案)がまとまりましたら工事前に図面等を持参し、台東保健所担当窓口までご相談にお越しください。

事前相談時には、①個人又は法人開設、②有床又は無床、③開設時期、④相談者、⑤診療所名称、⑥診療科名等を担当者にお知らせください。

開設までの手続きで、医師・歯科医師が個人で開設する場合と、非医師(法人等)が開設する場合で、手続きの流れが異なります。診療所開設までのスケジュールは、十分な時間をとるようにしてください。

1 開設までの流れ

(1) 医師・歯科医師が個人で開設する場合 …… [法第8条]



※ 1 開設後、10日以内に添付書類(p9)を添えて、保健所に提出してください。

※ 2 検査には、開設管理者の医師が必ず立ち会ってください。
(冊子末のチェックリストを参照し、検査までに用意するようにしてください)

※ 3 申請場所：関東信越厚生局 東京事務所 (p2 参照)
保険医療機関指定申請は、月によって締切日が異なりますので、厚生局にも事前に
ご相談ください。

【開設までのスケジュール目安】

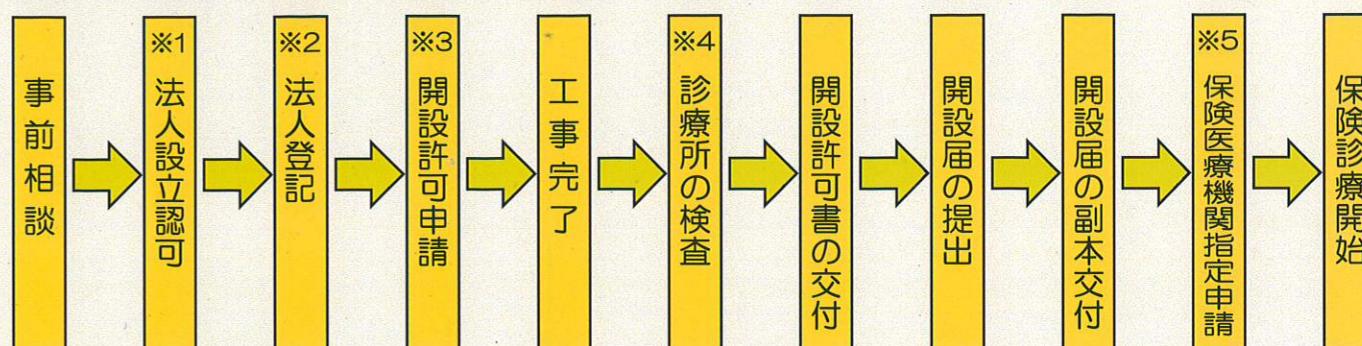
* 4月1日に保険診療を開始する場合
事前相談 ⇒ 2月下旬：開設届 ⇒ 2月下旬～3月上旬：検査、副本交付
⇒ 3月上旬：保険医療機関指定申請 ⇒ 4月1日：保険診療開始

この手引では、以下のように省略表記します。

「医療法」⇒「法」 「医療法施行令」⇒「令」 「医療法施行規則」⇒「規則」

(2) 非医師(法人等)が開設する場合 …… [法第7条第1項、6項]

医師・歯科医師以外の者が開設する場合は、医療機関の非営利性を維持するため、制約が設けられています。また、医療法人が開設する診療所・歯科診療所の管理者は、医療法人の理事に就任している必要があります。



※1 医療法人に関する手続き（都内区域のみの場合、2以上の都道府県の区域にまたがり主たる事務所が都内にある場合）

東京都福祉保健局 医療政策部 医療安全課 医療法人担当
新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎23階南側
TEL 03-5320-4426

※2 医療法人の登記に関する手続き

東京法務局 台東出張所
台東区台東1-26-2
TEL 03-3831-0625

※3 開設前に開設許可申請書と添付書類(p10)を保健所にご提出ください。

※4 検査には管理者の医師が必ず立ち会ってください。
(冊子末のチェックリストを参照し、検査までに用意するようにしてください)

※5 保険医療機関指定申請は、月によって締切日が異なりますので、厚生局にも事前に
ご相談ください。

関東信越厚生局 東京事務所
新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー11階
TEL 03-6692-5119

【開設までのスケジュール目安】

* 4月1日に保険診療を開始する場合
事前相談 ⇒ 2月上旬：法人認可 ⇒ 2月中旬：法人登記
⇒ 2月中旬～下旬：開設許可申請、検査 ⇒ 2月下旬：開設許可書交付
⇒ 2月下旬～3月上旬：診療所の開設 ⇒ 3月上旬：開設届、副本交付
⇒ 3月上旬：保険医療機関指定申請 ⇒ 4月1日：保険診療開始